

議案第 58 号

羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように
制定する。

平成 27 年 8 月 31 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

子ども医療費助成制度における対象者の年齢を拡大することにより、子育て支援の充実及び福祉の増進を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例(平成9年羽曳野市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「12歳」を「15歳」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、平成28年4月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 出生の日から <u>15 歳</u>に達する日以後における最初の 3 月末日までの者をいう。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 出生の日から <u>12 歳</u>に達する日以後における最初の 3 月末日までの者をいう。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>以下省略</p>